

令和8年度 第2回 瑞穂市障害者計画等策定委員会議事録

1 開催日時 令和8年8月19日（水）午後1時30分～午後3時25分

2 開催場所 瑞穂市民センター 第2会議室

3 出席者

（1）委員 11名

玄景華、見吉時夫、松田憲児、林善太郎、勝尚志、牛丸真児、
山下千鶴、伊藤光男、竹岡勝美、西脇壮洛、羽野健敏

（2）事務局

健康福祉部長 佐藤彰道、福祉生活課長 古澤秀樹
福祉生活課 杉原昌実

（3）コンサル業者

株式会社サーベイリサーチセンター 田口直美

4 議題

（1） 障害者計画事業の評価結果について

（2） 計画骨子（案）について

（3） その他

5 会議資料

・ 事前配布

会議次第

障害者計画事業の評価結果について（資料1）

計画骨子（案）について（資料2）

ワークダイバーシティ実証化モデル事業と超短時間雇用創出事業のチラシ

・ 当日配布

計画骨子（案）差し替え資料

6 議事内容

司 会	5分前になりましたので、連絡事項だけ先に失礼します。本日はご多用の中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。席順は名簿順になっておりますのでよろしくお願いします。会の開催の前にお問い合わせと確認事項がございます。最初に、恐れ入りますが携帯電話をお持ちでしたら電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。次にお手元の資料の確認をお願いいたします。事前に郵送で配布させていただいている書類としまして、本日の次第、そして資料1の障害者計画事業の評価結果について、A3のものを折り込んだものです。あと、資料2の計画骨子（案）について、それとは別に当日配布ということで、計画骨子（案）の差替資料、クリップ留めにしたものです。あと、ワークダイバーシティ実証化モデル事業と、超短時間雇用創出事業のチラシが2枚ございますが、不足ございませんでしょうか。資料が不足等しましたら、また会議の途中で結構ですので事務局までお知らせください。本日は議事録作成のため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。では、しばらくお待ちください。 それでは定刻となりましたので、只今より令和8年度第2回瑞穂市障害者計画等策定委員会を開催します。本日の会議には12名中11名出席していただいております。出席者が過半数以上となりますので、「瑞穂市附属機関設置条例」第8条の規定に基づき、本会議は成立します。申し遅れましたが、私は本日の司会を進行させていただきます、健康福祉部福祉生活課長の古澤と申します。よろしくお願い申し上げます。着席にて失礼します。 では会議の開催にあたりまして、玄会長よりご挨拶をいただきます。
会 長	皆さんこんにちは。お盆も過ぎましたが、今日は暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。1回目は5月29日に開催させていただきました。そのときはこれからの支援プランのスケジュール等の打ち合わせということで割と簡単に終了させていただきました。 今日と次回、次回は10月の予定ですが、この2回で瑞穂市の障がい者総合支援プランの大まかな計画が書き上がることになります。今日は特に第3期の障がい者総合支援プランの過去の実績、事業評価を見ていただきまして、次回からそれを基に積み重ねていく形になりますので、今日少しお時間いただくことになるとと思いますが、ご意見いただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
司 会	ありがとうございます。前回に引き続き本日も、瑞穂市障害福祉計画策定業務を委託しております、株式会社サーベイリサーチセンターの担当者が同席しておりますので、ご了承願います。 では、これより議事に移ります。これからの議事進行は、「瑞穂市附属機関設置条例」第7条第3項に従いまして、玄会長に議長をお願いすることになります。よろしくお願いいたします。
議 長	それではご指名いただきましたので、本委員会の議長を務めさせていた

	だきます。委員会の進行に何卒ご協力をお願いいたします。 それでは通例に従いまして、本会議は「瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱」第11条により、原則公開となっておりますので、この会議は公開としますがよろしいですかということで、ご賛同いただける方は、挙手をお願いしたいと思います。(委員：全員挙手) 全員挙手ということで、ありがとうございます。この会議は公開とさせていただきます。 次に、同要綱第12条で、会議の公開は希望するものに会議を傍聴させることになっております。こちらについてはよかったですかね。通例公開ということで伺っておりますが。
司 会	現在1名の申し出がございます。
議 長	今1名の申し出がございましたので、皆さん傍聴を許可してよろしいでしょうか、ということでご賛同いただける方は挙手をお願いしたいと思います。(委員：挙手多数) ありがとうございます。挙手多数ということで異議なしと認め、傍聴を許可いたします。事務局は傍聴人を入室させてください。傍聴人の方に申し上げます。お手元に配布の傍聴に関する注意事項をお守りいただきますようお願いいたします。 それでは、次に本委員会の会議録について審議をいたします。事務局よりご説明をお願いいたします。
司 会	会議録の作成方法や確認方法につきまして、3点ほど確認させていただきます。 まず1点目は、会議録は要点筆記とさせていただきたいと思います。 2点目は、発言者委員の氏名を実名ではなく、A委員、B委員、C委員というように記載させていただきたいと思います。 3点目は、作成した会議録の確認方法につきまして、会長、副会長に確認をしていただき、了承を得てから会議録として公開させていただきたいと思います。
議 長	只今事務局よりご提案ございましたが、何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。特にご意見等ございませんので、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。(委員：異議なし) ありがとうございます。異議なしということで、本委員会の会議録については要点筆記とし、発言した委員の氏名を記載しないこととし、会議録は会長、副会長の了承を得て公開することとさせていただきます。 それでは会議次第に従って説明させていただきます。 まずは議事(1)障害者計画事業の評価結果について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	それでは議題(1)障害者計画事業の評価結果について説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。前回の策定委員会でご説明させていただきましたが、障害者計画において策定しました各推進施策の進捗状況等について、市役所内の各担当部局、社会福祉協議会に照会を行いまして、

その回答をまとめたものが資料 1 となります。評価に関しましては、「A」計画通り事業を実施できたが 7 3 件 (51.0%)、「B」ほぼ計画どおり事業を実施できたが 6 6 件 (46.1%)、「C」事業を実施できなかったが 4 件 (2.7%)、「D」事業廃止が 0 件 (0%) となりました。約 97%が事業を実施できたという状況となっております。すべての施策の状況等を説明する時間がございませんので、重点施策及び評価が C の「事業が実施できなかった」という項目に絞って要点のみ説明させていただきます。

まず、重点項目から説明いたします。No.21～22「生活の場の確保」です。こちらは重点事業になりますが、グループホームに関する需要への対策 (No.21) といたしましては、市有施設である「ふれあいホームみずほ」および西隣の市有地を一体的に整備し、民間事業者が運営するグループホームへ転用・整備できるよう、検討を進めております。市街化調整区域にある施設であることから、関係機関と調整しながら進める必要がある点が今後の課題です。今後は、西側の市有地も含めた一体的な整備が可能となるよう検討を進めます。

公営住宅の情報提供 (No.22) につきましても、市ホームページや広報誌を活用し、入居募集を行う際に入居者資格の情報提供に努めております。

続きまして「障がい者の地域生活支援」(No.23～25) につきまして、入院中の精神障がい者の地域移行 (No.23) については医療機関と情報共有し、関係機関と連携しながら地域移行につなげられるよう努めております。

また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進 (No.24) においては、自立支援協議会くらし部会において毎年度行程表を作成し、計画・実行・評価・改善を繰り返し、地域資源の把握や人材育成、関係機関への普及啓発を計画的に進めております。

地域生活支援拠点等の事業評価及び改善 (No.25) につきましても、毎年度自立支援協議会の各専門部会において評価・検証を継続しており、今後は利用者のニーズを踏まえ、体験の機会や緊急時の受入体制などの点検を行い、事業内容の充実と質の向上を図ってまいります。

続きまして、少し飛びますがNo.55～58 になります。切れ目のない支援の仕組みづくり、こちらは重点になります。No.55～58 は、発達に心配のある子どもと保護者を、妊娠期→乳幼児期→就園→就学→学齢期まで、切れ目なく支えるための一連の取組となります。

ポイントは大きく 3 つあります。1 つ目は早期把握と早期支援です。健診や発達相談、個別訪問などを通じて、発達の状況や家庭の困りごとを早い段階で把握し、必要な支援につなげています。単に相談を受けるだけでなく、親子の関わりを支える視点も含めて、継続的な支援を行っています。

2 つ目は「現場で支える体制づくり」です。就学後は、学校等生活支援員の配置などにより、学習面・生活面で配慮が必要な子どもへの支援を行っています。

また、保育所や放課後児童クラブでは、臨床心理士等の専門職が助言し、現場職員の対応力向上にもつなげています。今後も支援ニーズの増加が見

込まれるため、人材確保とスキルの向上が今後の課題として挙げられています。

3つ目は「関係機関の情報共有と連携」になります。就園前から就学相談、園・学校訪問、協議会等を通じて情報共有を行い、支援が途切れないように連携体制をつくっています。

一方で、放課後児童クラブと学校間など、連携が十分でない領域もあるため、引き続き顔の見える関係を大切に進める必要があります。

以上を踏まえると、全体として取組は概ね定着しており、評価も概ね良好です。

今後は現行の仕組みを維持しながら支援員等の確保・育成と、連携が弱い部分の改善を重点に、切れ目のない支援をより確実なものにしていきます。

続きましてNo.63～70をご覧ください。多様な雇用・就労の促進についてでございます。民間企業での就労に向けた取組（No.63）としては、相談支援専門員を通じた支援により、近年では年間10名程度の方が一般就労へ移行しております。今後は超短時間雇用創出事業等の情報提供も進め、少しずつ就業の可能性を広げられるよう取り組みます。

市役所における障がい者雇用、職員等の採用（No.64）についても、計画的な採用と障がい特性に応じた就労時間等への配慮に努めており、今後は受け入れ側の意識向上を図るため、市職員を対象とした合理的配慮や障がい特性に関する研修会を開催してまいります。

また、物品等の優先調達（No.66）や福祉的雇用の充実（No.67）、農福連携（No.70）など、関係機関と連携した多様な働き方の確保や優先調達の推進を継続して進めてまいります。

続きまして重点ですが、No.72～77 ををご覧ください。こちら、芸術文化活動の推進の重点項目になります。障がいのある方が文化・芸術・生涯学習に参加しやすい環境を整える取組を、発表の機会づくり、支える人材・仕組み、参加しやすい環境整備の3点で進めているものです。

まず1点目の「発表の機会づくり」です。障がいのある方の作品や活動成果を発表する場として、文化芸術展などを継続開催し、参加や鑑賞の機会を確保しています。今後も継続開催のために、関係機関が連携した運営体制を維持するとともに、より多くの方に参加してもらえるよう周知や工夫を進めてまいります。

2点目は「支える人材・仕組み」です。レクリエーション等の場面ではスポーツ推進委員の派遣なども行っておりますが、派遣依頼が増えており需要に十分対応しにくくなっている点が課題です。引き続き現行体制を維持しつつ、運用面の調整や関係者との連携で対応力を確保していきます。また、障がい者文化芸術活動推進法の趣旨を踏まえ、県や関係機関と連携した研修等を通じて、地域で活動を支える人材・ネットワークづくりを強化していきます。

3点目は「参加しやすい環境整備」です。図書館では、大活字本・点字

本など資料の充実や周知を進めていますが、読書支援機器は導入から年数が経っているため、利便性を踏まえた更新が課題です。庁内や市社協との連携を強化し、サービスの充実につながるよう拡大・改善を進めます。文化施設については、すでにバリアフリー化を実施済の施設もある一方、今後は施設の維持修繕を計画的に進め、利用しやすい状態を維持していきます。生涯学習講座も、可能な限りバリアフリー化された施設で開催し、参加しやすい運用を継続します。

以上より、全体としては、取組は概ね継続できており評価も一定水準ですが、今後は特に「図書館の支援機器更新」「関係機関と連携した文化芸術活動の推進」を重点に拡大・改善し、参加機会の拡充と環境整備を一体的に進めていきます。

続きまして、No.99～105 をご覧ください。「障がい理由とする差別の解消の推進」、重点事業となります。障がいへの理解促進と差別解消に向けて地域全体の意識づくりと、現場での具体的な配慮を進める取組をまとめたものです。大きくは「啓発」「交流」「地域協力」「合理的配慮・人権施策」の4つを一体で進めています。

まず「啓発」についてです。広報紙・ホームページ等を通じて、ボランティア活動や障がいのある方・関係機関の取組を発信し、継続的な周知を行っています。あわせて障がい者グラウンドゴルフ大会などの機会も活用し、当事者の社会参加への意欲喚起と、周囲の理解促進につなげていきます。引き続き、情報発信を継続する必要があります。

次に「市職員等の理解促進」です。障がいのある方の任用や職場での受入れにあたって、業務のお願いや特性への配慮など、実務面の整理が課題として挙がっており、今後は庁内の理解促進と受入れ体制を改善していく方向です。

続いて「ふれあいの場づくり」です。地域住民との交流については、障がい福祉サービス事業所等の連携も含め、既存の交流機会を維持しながら、必要に応じて関係機関と連携して協力・支援を継続していきます。また「地域への協力要請・支え合いの基盤づくり」については、自立支援協議会等を通じた情報連携は継続していますが、自治会への具体的な協力要請は十分に進んでいない点が課題です。あわせて、民生委員・児童委員の活動を通じて、要支援者が地域で顔見知りを増やし、平時から関係づくりができるよう後押ししていく方針です。

最後に「差別の解消と合理的配慮の推進」です。人権尊重のまち推進審議会の人権施策の推進を協議し、社会の動向も踏まえて効果的な啓発を継続していきます。さらに、ヘルプマーク等の障がい者に関するマークの配布・周知も継続し、必要な配慮が伝わりやすい環境づくりを進めます。

以上より、全体としては多くが「現状維持」で継続しつつ、特に庁内の理解促進と受入れ体制、および自治会等を含む地域への具体的な働きかけの部分を改善して、理解促進を次の段階に進めていきます。

続きまして、C評価の項目についてご説明します。資料戻りまして、No.34

	をお願いします。「図書館等におけるサービスの充実について」という項目になります。図書館等において対面朗読サービスに加え、来館が困難な方への貸出方法を含め、障がい特性に応じた情報提供を充実させる取組です。現状としては、障がい者本人・家族からの相談に応じ、希望に沿ったサービス提供を検討していますが、評価はCとなっています。課題は、障がいの程度や内容により必要な支援が大きく異なり、個別相談を受けた際に実施へつなげる調整が難しい点です。 今後は拡大・改善の方向で、庁内および市社協との連携を強化し、サービス実施につながる体制整備を進めていきます。 No.46 をご覧ください。「交流保育」についてです。本事業は、心身障がい児の療育の一環として、保育所・幼稚園等の環境を活用し、子ども同士の関わりを通じた発達支援と相互理解を進める取組となります。交流保育に該当する事業は主体的に実施していないものの、ほづみ幼稚園での個別支援等は行っておりますが、評価はCとなっています。 今後は現状維持を基本に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を継続し、関係部局と連携しながら必要に応じて交流機会の確保・支援を進めます。 続きましてNo.96 をご覧ください。No.96 は「福祉避難所の充実」です。本事業は、災害時に配慮が必要な方を受け入れる福祉避難所について、設置・運営協力を福祉サービス事業所等へ依頼し、体制を強化する取組です。現状として、市有施設 1 か所を指定福祉避難所として指定し、さらに民間施設 1 2 か所と災害時の設置運営に関する協定を締結していますが、評価はCです。 課題は、民間施設との接点が少なく新規開拓が難しいこと、また既存の施設とも情報共有が十分でなく、災害時の運用を具体化し切れていないことです。 今後は現状維持の枠組みの中で、協定先との平時からの情報共有・運用確認を進め、実効性を高めていきます。 続きましてNo.102 をご覧ください。「ふれあいの場づくり」です。本事業は、障がい者が関連施設におけるイベント等を通じて地域住民との交流機会をつくり、相互理解を促進する「ふれあいの場づくり」です。学校教育課は主体的な実施事業はないものの、各学校で交流活動等を行っている状況で、評価はCとなっています。 今後は全体として現状維持を基本に関係機関と連携し、必要に応じて交流活動への協力・支援に努めていきます。 以上がC評価の説明となります。今度も引き続き、施策の適切な推進に留意するとともに、実施していない事業については問題点、課題の明確化、解決方法、実施方法を協議、検討してまいります。説明は以上となります。
議 長	ありがとうございました。前回市の方の評価を言っていたということで、全部で113項目ですかね、たくさんあるということでちょっと懸念をされていました。

	1つ補足の説明をさせていただきます。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、資料2の第4期の障がい者総総合支援プランの64ページに「計画の体系」がございまして、これと照らし合わせていただければどうい内容で今回評価をしたかということで、基本目標が3つあります。分野がそれぞれに3つ、3つ、最後が2つということで、分野が8項目で、基本施策はそれぞれ両括弧でくくってあって、2項目、3項目、多いと5項目となっていて、その基本施策のところに実際の項目がズラッと挙がっております。 最初の具体事業一覧の評価の一番上でいきますと、基本目標が「総合的な生活支援の体制づくり」で、「保健・医療」という分野で、基本施策が「①保健サービスの充実」。そして、「保健サービスの充実」で5項目が挙がっているという内容になって、5項目というのが第3期計画の方の資料を見ていただきますと、具体的にその項目が挙がっているということになります。 それぞれの項目で評価をしていただきまして、実際には重点的に取り組んだ施策には丸がついていますが、第3期の障がい者総合支援プランの中には、「重点項目」という記載があります。今回はその記載以外に市が重点的に取り組んだ項目も含めて丸がついています。だから、これは障がい者総合支援プランと市が重点的に取り組んだというところで見ただけだと、第3期計画で中心的に取り組んだというところになろうかと思えます。 そして、このA～Dはそれぞれ市の方の課で評価をしていただいています。概ねAとBではほぼ9割近くの評価をいただいています。Cは先ほど最後に説明をしていただきました。方向性としては現状維持あるいは拡大・改善というところになってきます。1つひとつ見ていきたいところですが時間の関係もありますので、委員の皆さんいかがでしょうか、何かご質問。どうぞ。
A委員	21番の「グループホームに関する需要への対策」ですが、具体的な方向性として民間事業者によってふれあいホームみずほおよび西隣の市有地を一体的に整備できるよう検討しているとありますが、この民間事業者を選定される基準というのは決まっているのでしょうか。まだそこまではいっていないのでしょうか。
事務局	こちらにつきましては、最終的にはどのような方向にするのか、例えば入札にしたりプロポーザルにしたりなどいろいろあるのですが、土地をどうしていくのか、建物をどうしていくのかなどいろいろありますので、まだ今はそこまで検討が進められない段階です。最終的に整備方針が固まってから選定方法を考えていくということで、まだ特定のどこの事業者などということは決めておりません。やり方も決めておりません。
A委員	実施されるのは普通なら10年単位など、何年単位で実施される予定ですか。
事務局	ここが市街化調整区域ということもございまして、本来であれば開発が

	できないところになります。ただ、私どもが調べた限りでは福祉の事業に供する場合は例外的に認めてもらえる場合があるということで、実は今ここに関係機関と協議しているということを書かせていただいたのですが、県の機関ともその辺を調整しておりますので、相手が審査機関を通ってからのお話になるので早めには進めたいと思っているのですが、なかなか一朝一夕には難しいところでごさいます、ただ、進める上でニーズの把握も必要ですので、今実はアンケート調査もさせてもらってまして、いろいろ手順を踏んでやらなくてはいけないので、早く進めたい気持ちはありますが、いろいろハードルをクリアしながらやっていきますので、具体的には申し上げられないですが、早めに進めていきたい気持ちはあります。
A委員	この問題は障がい者の子どもさんを持つ親さんにとっては本当に重要な問題だと思います。前の市長さんの時からこの問題は挙がっていたと思うのですが、ずっと延び延びになっておりまして、それがずっと平行線のままきている状況なのです。障がい者の子どもを持つ親としては、早期に実施していただきたいと思います。
事務局	今回どこまではつきり謳えるかわからないですが、今回の計画にもう少し踏み込んだ形で載せさせていただきたいと思ひまして、ここに載れば県などの審査も通りやすくなったりする可能性が高くなりますので、そういった意味である程度方向性を載せられればいいかなと思ひて今進めておりますので、すみませんが具体的にいつということは言えないですが、早く進めるために今度の計画にある程度具体的に載せたいと思ひておりますので、よろしくお願ひします。
A委員	ありがとうございました。
議長	ありがとうございます。グループホームの件は悩ましいところですので、まずは支援プランの中に盛り込んでいかないとおそらく進まないで、支援プランの中はもう皆さんご存知、大体概要が出てきます。だから概要の形で今出ている実施状況や、取り組みの課題のところはもう少し具体的に出てくるといいのかなと。これは多分10月にたたき台が出てきますので、その時に市の方とどういう形の問題があるのかなどというのは検討していきたいなと。多分何年後などと言うのは難しいかもしれません。まずは1回グループホームを市の方がインセンティブで民間に検討するなどというところまでいけば非常にいいのかなと。 2期目の障がい者プランの時に、結構グループホームの件は具体的な話が出てきてまとめて出したのですが、なかなかその時進まなかったということで、第3期の障がい者プランは1回立ち消えになるぐらい、グループホームの件はなくなりかけてしまったので、ただ検討するという文言だけは残していただいて、引き続きアンケートを取ったり実態調査や親の希望を取って、こういう形の取り組みのまとめは出てきているということなので、そこはご了解いただいて、今度の10月の具体的なプランの文言を各委員の皆さんに見ていただいて適切かどうかなど。あとは実効性があるかどうかというところが問題になってくるので、そこにつなげられるような

	取組、課題などを提言できるといいのかなと思います。グループホームの件はいろいろなご意見ありますので、何か他にご意見があればぜひこの場で言っていただければと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。
B委員	違う件でもよろしいでしょうか。私が質問していいのかわからなかったのですが、N0.96の福祉避難所の充実がC評価というところで、昨今熊本の震災や千葉の線状降水帯の豪雨被害など、身近な問題として非常にこれは急がなくてはいけないかなと思っていて、私どもの施設も非常に最近は力を入れているのですが、今協定機関や福祉避難施設に指定などもあるのですが、ここは自分のところも協定機関に入っているのですが、実際問題のところとちょっとずれているところがあるのかなと思いながら、協定を結んでいたとしても実際に本当にそこに福祉の受け入れが可能であるとか、その辺の現実的な実用的な確認というか、そういうのも前向きに早急に必要かなと思うので、C評価というのは問題かなと思いましたので、ここは早急にやっていかなくてはいけないという問題を共有しておきたいと思ひまして、発言させてもらいました。
議 長	ありがとうございます。福祉台帳の件も含めて、避難登録者名簿も含めて結構問題が山積しているのかなと思います。できればもう少し具体的な取組や、他の課との兼ね合いがあるので、ここはもう少し何か進められるといいのかなと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	まず、市民協働安全課というところが防災担当課になるのですが、そことは協議が進められるようになりまして、まずは個別避難計画がまだうちの自治体で進んでいないということで、どういった形で作っていくかということで、月に数回話をしているところで、まだまとまってはいいのですが、いい形が見えてきそうです。特にまずは障がい者の方の中でも重度の障がい者の方の個別支援をしていかないといけないということで、今度県の保健所の方も来ていただいて、市民協働安全課と私どもと保健所さんと連携して作っていく計画をしております。C評価で申し訳ないのですが放置はしておりませんので、1つひとつしっかり進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。
議 長	よろしいですか。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。 今年の評価が今度の第4期のプランの中で挙がっていくこととなります。特に気になるのが、C評価はそんなにたくさんはないのではないのでしょうか。確か5項目ぐらいだったかと思いますが、現状維持というところがあるので、方向としては。だからできればC評価に関しましては現状維持ではなくて、拡大あるいは最低でも改善。拡大と改善という言葉が一緒に評価されているので、C評価としたところは現状維持、今回の評価はこれでいいと思うのですが、実際にプランの中で挙げる時は、やはりC評価は少なくとも「改善」という項目に全部訂正していただいて、具体的に何が改善項目で、改善方法、方向性が何かというところはもう少し説明を第4期のところで挙げていただけるといいかなと感じました。いかがでしょうか。よろしいですか。こちらの評価につきましてはまた見ていただいて、

	10月にはまたプランが上がってきますけども、そのプランと今回の評価の整合性もとっていきたいと思うので、その時にここは違うんじゃないか、ここも重点項目だなど、改善した方がいいというところがあれば、ぜひお声掛けいただければと思います。こちらについてはとりあえずよろしいでしょうかね。また後ほどでもご意見あればよろしく願いいたします。 それでは続きまして議題の（２）に移っていきます。計画骨子（案）というところで、こちら事務局の方からご説明をお願いします。
事務局	それでは資料の説明の方にまいりたいと思います。議題（２）計画骨子（案）についてでございます。資料２の１ページから８ページにかけて第１章になりますが、５月の策定委員会においてご承認いただいた内容となっておりますので、説明は割愛させていただきます。 続きまして資料９ページから１６ページをご覧ください。こちらは、第２章瑞穂市の現状「１ 障がいのある人を取り巻く状況」ですが、人口、手帳所持者、就学状況等の統計資料を関係機関等からデータを収集し表記してございます。９ページには瑞穂市の人口を掲載しております。 続きまして１０ページ、１１ページをご覧ください。瑞穂市の手帳所持者の推移を示しております。身体手帳所持者は、令和５年度以降緩やかに減少しております。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。 続きまして１２ページをご覧ください。難病患者の推移を示しております。 続きまして１３ページには、保育所等、幼稚園に通う児童数とその内、児童発達支援を利用している児童の数を示しております。 続いて１４ページをご覧ください。１４ページにはもとす広域連合幼児療育センターの利用児の推移と小中学校の特別支援学級の児童・生徒数を示しております。 １５ページをご覧ください。特別支援学校の就学状況を示しております。小・中・高等学校合計で１０９名となっております。 続きまして、１６ページをご覧ください。こちらは、瑞穂市職員の障がい者雇用人数の推移を示しております。令和８年度は雇用率３.７８％となっており、法定雇用率を達成しております。 続きまして１７ページをご覧ください。「２ 第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の実績評価」の「（１）令和８年度目標値の進捗状況」につきましましては、掲げた目標に対する進捗状況を記載しております。令和８年度の実績値につきましましては、１２月に行われる予定の第４回障害者計画策定委員会の際、令和８年度の直近までの数値を拾い、１年分に換算した数値を実績値として掲載する予定であります。 １７ページの福祉施設の入所者の地域生活への移行につきましまして、進捗状況に記載しておりますとおり、令和４年度末の施設入所者数２９人のうち、２人（６.８％）が地域での生活に移行するという目標設定に対しまし

て、令和7年度末時点の実績は0人（0.0%）となっています。また、令和7年度末時点の施設入所者数は、令和4年度末施設入所者29人から2人（6.8%）を削減し、27人とする目標設定に対しまして、実績は令和7年末時点で30人と目標未達成となっています。令和8年度の数値はまだ出ておりませんが、令和7年度の実績においては未達成となっております。

18ページをご覧ください。「②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」ですが、協議の場の実施回数や参加人数、評価の実施等、自立支援協議会を中心として実施されており、令和7年度時点で達成、また精神障がい者のサービス利用についても支援の利用につながれていることから、令和7年度時点で達成しております。19ページ「③地域生活支援拠点等が有する機能の充実」については、拠点の整備を始め、コーディネーターの配置、運用状況の検証等、おおむね目標は達成できています。強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を行うことにつきましては、未達成となっております。関係機関と連携した支援体制を整備していく必要があります。こちらについても県の方とも今後どのように進めていくかということで電話で問い合わせましたが、県の方としてもまだ各市町との連携が不十分ということで、次回の計画に載せられるということで継続ということを確認しております。

続きまして20、21ページ。「④福祉施設から一般就労への移行等」につきましては、福祉施設から一般就労へ移行する人数は、どの項目も多く、達成できていると言えます。進捗状況に記載がありますが、令和3年度の実績11人の1.73倍にあたる19人の目標に対し、令和7年度で26人になり、目標を達成しています。一番下段の就労定着支援の利用者について、目標には達成していません。このサービスについては、本人の利用意向などの要因もあり、利用者確保は今後の課題であると言えます。続きまして22ページをご覧ください。「⑤障がい児支援の提供体制の整備等」について、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は岐阜圏域に、また放課後等デイサービス事業所は瑞穂市内に確保できており、その他の項目も目標を達成しております。「⑥相談支援体制の充実・強化等」については、自立支援協議会相談支援部会を中心に体制ができており、訪問等による専門的な指導・助言を始め、全ての項目において目標を達成しております。

24ページをご覧ください。「⑦障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」について、審査支払システムによりサービス見込量を把握し、圏域単位では「岐阜県のプラン」の中で見込量を示し情報共有しています。また、県の指導監査の結果については、関係市町において給付金の返還が生じる場合は県との情報共有があります。また県のホームページ「障がい福祉サービス事業者等集団指導」において、各サービス事業ごとに運営指導における指摘事項を紹介し情報共有しており

ます。以上のことから、全ての項目について目標を達成しております。

続きまして25ページをご覧ください。「⑧発達障がい者等に対する支援」について、自立支援協議会の子ども部会を中心に昨年度から、特にペアレントトレーニング（保護者が子どもの特性に応じた適切な関わり方や肯定的な声かけ）に力を入れて取り組んでおり、おおむね目標は達成していると言えます。

26ページから31ページにかけて「(2) 障がい福祉サービスの計画見込量に対する実績」、「(3) 障がい児福祉サービスの計画見込量に対する実績」、「(4) 地域生活支援事業の計画見込量に対する実績」、「(5) 優先調達額の計画見込量に対する実績」、「(6) 市職員の障がい者の雇用率の計画見込量に対する実績」を掲載しております。今回の資料は令和7年度までの実績が記載しております。

26ページをご覧ください。訪問系サービスでは、居宅介護が見込量を上回っております。

27ページをご覧ください。日中活動系サービスでは、就労移行支援と就労継続支援B型、短期入所医療型が見込量を上回っております。

28ページをご覧ください。居住系サービスでは、共同生活援助（グループホーム）が見込量を大きく上回っております。相談支援では、計画相談が見込量を上回っております。

29ページをご覧ください。障がい児のサービスでは、児童発達支援、放課後等デイサービスが見込量を大きく上回っております。

30ページをご覧ください。地域生活支援事業の計画見込量に対する実績を掲載しています。

31ページをご覧ください。優先調達額の見込量に対する実績を示しております。優先調達とは、行政機関が、障がい者就労施設などから優先的に物品やサービスを買付けする仕組みのことです。また、市職員の障がい者雇用率も示しております。

32ページをご覧ください。「3 施設サービス利用の状況」を掲載しております。本市における各施設の施設利用者の入所人数を示しております。続きまして、33～56ページのアンケート調査結果でございますが、昨年度の会議の中で、障がい者に向けたアンケートを取りましたが、その調査結果報告書の内容を記載しております。紙面の関係もありまして、すべてを掲載してはおりませんが、前回の計画に沿ったような形、踏襲できるような形で、アンケート結果の内容を網羅できるように抜粋して掲載しております。

続きまして、57ページをご覧ください。57～61ページにかけては、前回協議いただいた障がい者団体向けアンケートを、5団体にお願いしまして、4団体から回答をいただきました。アンケートについては16項目にわたっておりまして、様々なご意見をいただきました。時間も限られておりますのでざっくりと説明をいたします。

まず「①啓発・広報における課題」ということで、市民の方々に障がい

を身近に感じてもらい、理解を深めるための直接的な交流の場や発信の充実が求められています。また、団体側としては高齢化による会員減少や個人情報保護の観点から新規対象者へのアプローチが難しいという問題も生じております。

続いて「② 保健・医療施策」につきまして、医療面では、重度障がい者が地域で安心して医療・介護を受けられる体制づくりが急務となっております。特にそれを支える専門職の慢性的な人材不足がボトルネックとなっており、市独自の手当補助といった実効性のある支援を求められています。

続いて「③ 障がい福祉サービス」につきまして、福祉サービスにおいては、市内グループホームの増床や、親の高齢化に伴う親亡き後を見据えた施設確保への強い危機感があります。ここでも、良質なサービスを維持するための福祉人材の定着（賃金格差の解消など）が大きな課題として挙げられていました。

続いて「④ 地域での理解や交流」。一過性のイベントではなく、日常的に地域住民と触れ合える常設の交流拠点や仕組みが望まれています。また、視覚障がい者等への気軽な声かけといった、ハード・ソフト両面での地域コミュニティの温かい見守りが求められています。

続きまして「⑤ 療育・教育」についてです。子どもたちの療育において、身近な場所で質の高い療育を受けられる環境づくりや、専門職員の確保、放課後等デイサービスの質向上のために、市が積極的に関与してほしいとの要望がありました。

「⑥ 雇用・就労」についてです。自立可能な賃金を得られる質の高い就労機会の確保が求められています。支援員の処遇改善に加え、企業との理解促進（人工透析などで週3回通院が必要な方への配慮など）や、市の特産品を活かしたビジネス創出などのアイデアも挙げられていました。

続きまして「⑦ やさしいまちづくり（移動・バリアフリー）」の関係ですけれども、グループホームの設備補助（防音や個室等）や、送迎を担う家族の高齢化に伴う移動支援（タクシー券等の補助、バス路線の維持）の充実が求められています。また、商業施設等における障がい者専用駐車場の適正利用を促す仕組みづくりも必要とされております。

続きまして「⑧ 防犯・防災対策」、非常に危機感が高い項目です。在宅避難を想定した実践的な訓練の不足や、避難所での受け入れ拒否の報道に対する不安が示されてきました。福祉避難所の確実な確保、個別避難計画の実行性向上、災害時の透析施設へのアクセス確保など、不安な声が挙がってございました。

続きまして「⑨ スポーツ・文化活動」です。単発や展示中心のイベントにとどまらず、日常的・継続的にスポーツや文化活動（eスポーツなど）を楽しめる場、そして多世代や健常者とも交流できる場づくりが期待されています。

続きまして「⑩ 情報アクセシビリティ・意思疎通」につきまして、デ

デジタル化が進む一方で、スマホ操作が苦手な高齢の家族などに対する情報格差が生じています。ITの有無に左右されない紙媒体（広報誌など）の活用や、丁寧でわかりやすい情報発信が必要です。

続いて「⑪ 相談体制の整備」。現行の相談体制に対する明確な不満はありませんが、社会福祉協議会での相談件数は多く、各団体でも日々きめ細かく対応に努められている状況でした。

続きまして「⑫ 権利擁護」。福祉サービス提供時における同性介助など、利用者の権利や尊厳が守られる仕組みづくりが求められており、社会全体への精神の浸透が進むことを期待されています。

続いて「⑬ SDGs への取組」。多様な個性が尊重され、将来への不安なく、共に幸せを実感できる持続可能なまちづくりを推進するよう、さらなる啓発を求める意見が出ています。

続いて「⑭ 団体としての活動上の問題」。団体運営において、役員・会員の高齢化や障がいの重度化による活動の制限が深刻化しております。また、グループホーム設立などを目指す際、予算や市街化調整区域での申請といった法的な壁があると感じておられます。

続きまして「⑮ 今後の団体運営等の方向性」。このような厳しい環境下でも、団体側はNPO化等による組織体制の強化や、会員増（100名規模への拡大目標）を目指したいといった意見や、今後も団体として行政への要望・陳情を継続していきたいという前向きな姿勢を持たれている団体もありました。

続いて「⑯ 所属障がい者や家族の不安・悩み」。最も切実な声として、やはり親なき後問題が挙げられています。住み慣れた地域以外の施設を選ばざるを得ないのではないかとという不安や、グループホーム設立が進まないことへの疲弊感・孤独感を感じておられます。全体を通して見えてくる大きな課題は、大きく分けて以下の3点に集約されます。「担い手の不足」「団体の高齢化」「良質なサービス提供や団体運営を継続するための処遇改善や支援」親なき後への強い不安とグループホーム等の整備。住み慣れた地域で一生涯安心して暮らせるハード・ソフトの環境整備が急務です。日常的な交流と、災害時などの命を守る連携体制。孤立を防ぐための平時の繋がり、災害時に確実に取り残されない実行性のある避難計画が求められています。次期計画における「心がかよい、ともに暮らせる やさしいまちをめざして」という基本理念の実現に向け、これらの声を施策に反映していく必要があります。

続いて62ページをご覧ください。第3章 計画の基本的な考え方の計画の基本理念ですが、第3期総合支援プランからの施策や目標に対する取組についての継続性を担保すること、国の第5次障害者基本計画の基本理念等とも整合性が取れていることから、引き続き「心がかよい、ともに暮らせるやさしいまちをめざして」を第4期総合支援プランの基本理念とさせていただきます。

63ページ「計画の基本目標」ですが、「1 総合的な生活支援の体制

	づくり」「2 共生社会の基盤づくり」「3 全ての人にやさしいまちづくり」の3点を第3期総合支援プランに引き続き基本目標とさせていただいております。理由としましては、基本理念と同様で障がい福祉に関する事業、施策、目標に対する継続性の維持と整合性をとることができることが主となります。説明文章は、近年の障がい福祉の動向を踏まえ、前回から文言、表現を一部変更していますが、内容に大きな変更はございません。 続いて64ページをご覧ください。計画の体系になります。現段階では、第3期総合支援プランを踏襲したものになっております。 今後、国、県の方針、方向性を参考に、次回素案を作成する中で、またこの委員会でご意見をいただきながら基本的な考え方や計画の体系についても、修正を加えながら作っていきたいと考えております。本日お示しいたしました骨子（案）をご承認いただければ、各分野の推進施策に沿った各種の事業を盛り込んだ第5次瑞穂市障害者計画、国の示す第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画に記載された成果目標に対する目標数値等の設定を行う第8期瑞穂市障害福祉計画・第4期瑞穂市障害児福祉計画の素案を作成し、次回の策定委員会でご協議をお願いすることとなります。以上で説明を終わります。
議 長	ありがとうございました。少しボリュームがありましたので、端折りながらということ。まず障がい者支援プランの訂正があったところは今日配布資料と照らし合わせていただければと思います。1ページから8ページの前回の策定委員会で審議していただきまして、今日一部修正がありましたが、ここまではいかがでしょうか。 それでは今日は第2章以降から今日初めて出てきますので、第2章は瑞穂市の現状というところで、9ページが瑞穂市の人口の推移であります。 10～12ページが障がい者の実態ということで、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、あとは難病指定の患者数とその分析。多い疾患だけになりますが、いかがでしょうかね。12ページのところ、（5）までざっと見ていただきまして、実数と増減についての記載等がありますが、わかりにくかったり追加の記載事項の内容などございますか。またどういう質問でも手を挙げて質問していただければと思います。 それから13ページが（6）ということで、障がい児の就学状況になります。①が保育所・認定こども園・小規模保育事業の状況ということで実数が入っている。こちらは令和8年4月1日現在の状況になっておりますので、実数が記載されております。そして②が幼稚園の状況ということで、こちらが3歳、4歳、5歳児となっております。 14ページが「③ もとす広域連合 幼児療育センターの利用児数の推移」というところになります。これも令和8年度4月の利用者の数は64人で、令和8年度3月はまだ空白になっております。 それから④が「小・中学校の特別支援学級の状況」ということで、小学校、中学校、それぞれの学級数と特別支援学級数で、特別支援学級に在籍する児童・生徒数というところになります。

	それから15ページが「⑤ 特別支援学校の就学状況」ということになります。いかがでしょうか。 この辺の実数は資料としてデータに基づいて入ってきておりますので、そんなに問題はないかなと思います。 16ページが(7)ということで「障がいのある人の就労状況」というところになります。これは市の職員の障がい者雇用の状況を記載しており、これは国が定めた法定雇用率というのがありましたので、それは今のところクリアしているという状況になります。ここまでよろしいですか。どうぞ。
A委員	16ページの瑞穂市の市の職員さんの障がい者雇用の状況ですが、障がいには身体障がいと精神障がいと知的障がいがあると思うのですが、瑞穂市さんの場合は、障がいの方を雇用しているのは、これは身体障がいの方ですか、知的とか精神障がいの方はみえないのでしょうか。
事務局	すみません、内訳までは手元に資料がないのでわからないのですが、すべての障がいの種類の方がみえます。総務課の方で具体的には把握しておりますので、具体的な数字はわからないのですが、すべての障がいの種別の方がいらっしゃいます。
A委員	どのようなお仕事をやってみえるのですか。
事務局	障がい者の方を雇用させていただいたら、「こういった方が来ていただくことになりましたので」といろんな課に伺いを立てまして、このような仕事ならやってもらえるなど、そのような話をさせていただいた上で配属先を決めておりますので、その人その人にできるところで配属先を決めているということになりますので、このような仕事をしてもらうために来てもらうということではなくて、まずは雇用させていただいて、その後でできる仕事で行く課を決めていくという流れになっております。
A委員	もう1つすみません、込み入っていますが、賃金体系も一般の職員さんと一緒なののでしょうか。
事務局	一緒だと思っております。
A委員	仕事の内容はそれぞれ違うと思うのですが、一緒なのですか。
事務局	障がいの方の雇用の給与表というものが条例上あるかと思いますが、また人事課に確認しておきます。
A委員	ありがとうございました。
議長	これについては多分障がい種別や給与の条件などは記載する必要はないかなとは思いますが、雇用率が充足しているという報告になると思いますので、よろしいでしょうか。 それと、17ページ以降は第3期の令和8年度までの目標値の進捗状況ということになっております。 まず17ページは、福祉施設の入所者の地域生活への移行というところになります。令和8年度はまだ空欄になっていますが、今のところは移行者数が0人ということで、未達成ということになっております。ここも悩ましい問題だと思うのですが、進捗状況については目標未達成という記載

	でくくっております。よろしいですか。どうぞ。
C委員	「福祉施設入所者数」から「施設から地域生活への移行者数」が令和6年度からずっと未達成ということになっているのですが、具体的に地域生活というのは1人で生活できたり、グループホームに入るなど、どのようにしたら「地域生活に移行した」と出していくのか。
事務局	おっしゃる通り、グループホームなどで生活できるように地域に戻すというような意味合いで、地域生活、グループホームなどで生活できるような状態という方がまだ今のところ（いない）というところで、まずいなと思っています。
C委員	先ほどもあったグループホームなどの整備がまだできていないという、C評価のところにあったと思うのですが、そういうことも含めてやはり0になっていっているという認識でよろしいですか。それとも、受け入れ体制はあるけれども、移行できていないということでしょうか。
D委員	大項目2の（1）からは、先ほど玄先生が申し上げた協議会が毎年評価しています。この項目は協議会の中の暮らし部会が毎年評価していて、この未達成をどうするかという協議の中で、実際に瑞穂市の利用者が入っている施設の管理者の方が、グループホームという話も出てくるのですが、なかなか難しいと。というのは、その障がいの方が重度であることと、高齢化されてきて、今更グループホームに入るということを親さんの方が了承しないということで、グループホームの受け皿はないことはないのですが、そういった意味でなかなか進まない。むしろ管理者の方は、それを国が進める方が間違っているということもあり得るという言い方もされていきました。
C委員	ありがとうございました。
事務局	今の施設入所の方の関係資料としましては32ページですね、今29名の内訳がこちらに、施設にこれだけの人数の方が入所されているということになりますので、また自立支援協議会に意見等を求めながら、達成できるように進めてまいりたいと思っております。
議長	ありがとうございます。施設から地域移行というのは悩ましい問題なので、いろいろと取り組んでいかないと、グループホームや在宅など、解決できる問題ではないのかなとは思いますが。国の施策でなるべく地域移行ということは頭に入れながら受け皿の整備は進めていかないといけないかなと思います。よかったですかね、「① 福祉施設の入所者の地域生活への移行」のところは。 それから18ページは「② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」ということで、こちらは自立支援協議会の暮らし部会の方でも現在積極的に取り組んでおりまして、今のところ実績値はすべて達成ということになっております。 それから、次のページの「③ 地域生活支援の充実」というところで、地域生活支援拠点の整備を行っております。一番下だけ未達成ということになっております。

20ページの「④ 福祉施設から一般就労への移行等」ということで、こちらの方も実績値は達成をしております。B型A型が一般就労の方に移行している障がい者の方がみえることになります。

ここまでいかがでしょうか、18～21ページのところ。進捗状況も読んでいただければと思いますが、よろしいでしょうかね。数字など見ていただきまして。

それから、22ページは「⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等」ということで、こちらの方はかなり達成をしている状態になっています。令和8年度で空欄になっているところがありますが、ほぼほぼ構築済、確保済、設置済となっております。

それから「⑥ 相談支援体制の充実・強化等」というところも、基幹相談支援センターが瑞穂市では既に立ち上がっておりますので、それを中心に自立支援協議会の相談支援部会でも取り組んでおりますので、すべての項目で達成というところになります。いかがでしょうか。大丈夫ですかね。

「⑦ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」というところで、項目については細かく書いてありますので、すべての項目に渡って達成をしております。

25ページが「⑧ 発達障がい者等に対する支援」ということで、ペアレントトレーニングの支援になります。ペアレントメンターの人数だけが未達成ですが、これはハードルが高くて、自立支援協議会の子ども部会でも、ペアレントトレーニングについては積極的に取り組んでおりますが、今課題になっております。25ページまでどうでしょうか。第7期の障害福祉計画と第3期障害児福祉計画の実績報告ということになります。よろしいでしょうかね。

26ページが「(2) 障がい福祉サービスの計画見込量に対する実績」ということで、これはいろいろな障害福祉計画に設定されたサービスがございます。その令和6年～8年ということで、8年の実績は空欄にはなっておりますが実績数を挙げております。26ページが「① 訪問系サービス」ということになります。数字を見ていただいて、人／月、それから延時間数／月という数値になります。

27ページ「② 日中活動系サービス」も、生活介護は多いと思いますが、途中、就労A、就労Bの継続支援、ショートステイがあります。左の①が計画見込量で、右が②実績ということになります。見込量については令和6～8年で少しずつ増加が見込めるということで、数値は少しずつ増やしてはいます。それに伴って実績が右の方で出てくる形になります。

28ページが「③ 居住系サービス」、「④ 相談支援等」ということで、28ページのところまでいかがですか。

では29ページが「(3) 障がい児福祉サービスの計画見込量に対する実績」ということで、こちらは資料が差し替えとなっておりますので、差し替えの方を見てください。29ページということで、こちらは放課後デイの数値が違っておりますので、ここを修正しておりますね。放課後デイ、

児童相談支援等のひと月のデータが出ております。よろしいでしょうか。これが障がい児福祉サービスの計画見込量になります。

30 ページ以降は「(4) 地域生活支援事業の計画見込量に対する実績」になります。これは項目がずらずらと挙がっておりますが、身体障がい者の福祉法に基づくいろいろな指標でしょうか。項目の一番上が「理解促進研修・啓発事業」、これはありの場合はこれで、一番下が「日中一時支援事業」ということで、計画見込量と実績の人数が挙がっております。

31 ページが「(5) 優先調達額の計画見込量」ということで、金額は、計画見込量が令和6年370万から令和8年390万ということで、こちらの実績も増えております。

それから「(6) 市職員の障がい者雇用率の計画見込量」ということで、今のところは計画見込量、実績は達成しているということです。30、31 ページまでよろしいでしょうか。

それから32 ページは「3 施設サービス利用の状況」ということで、現在施設を利用されている合計29名ということ、瑞穂市の障がい者の方がはなみずき苑から国立障害者リハビリテーションセンターまで入所先の施設名が記載されております。これが第3期の計画の実績。令和8年度は数字が出ておりませんが、大体の流れになります。

ただ、これが今度第4期の方に移っていきますので、この数字のデータは第4期の方は、令和9年～11年の3年間ということになります。

それから33 ページがアンケートの調査結果ということになります。これは皆さんお手元に第4期の障がい者総合支援プランのアンケート調査という冊子を配布していただいたと思います。これは冊子になっておりますので、全部掲載することはできませんので、第3期の障がい者総合支援プランで挙がってきた項目を中心に、今回記載されているデータをそのまま転記しております。特に何か変わっているということはないので、皆さん方も見ていただいて、もしこちらのアンケートに掲載がないという時は、ご指摘いただいても結構かなとは思いますが、なかなか膨大な量があるので、34 ページからも主な調査結果ということですから出てくるので、内容としてはほぼ実態調査からわかるのかなと思います。障がい者向けのアンケートについてはいかがでしょうか、56 ページのところまで。

56 ページの最後が「⑩障がい者施策の充実のために市が力を入れるべきだと思うこと」というのは、こちらはもうもちろん挙がっておりますので、ここはやはりしっかりとアンケート調査の結果把握していた方がいいのかなと思います。よろしいでしょうか。アンケートについてはまた見ていただいて、気になることがあれば次回でも結構ですのでご指摘いただければと思います。

それから、最後の「5 障がい者団体向けアンケート調査の結果」ということで、今回初めて出てきております。前回の1回目の策定委員会の時は、団体向けでこのような項目でアンケートをしますということだけでし

	たので、5団体に向けてアンケートを実施、4団体から回答をいただいたということで、追加の文言を入れさせていただきました。①、②と順番にいろいろな項目を羅列している形にはなりますが、ずっと見ていただきまして、⑩まであります。これは先ほどご説明いただいた時に、アンケートのまとめの報告があったかと思いますが、ここに付け加えることはできませんか。せっかくアンケート結果のまとめを言っていたいていましたので、内容的にまとまっていると思いますので、差し支えなければ61ページが一番下に団体向けのアンケートのまとめを簡略化してもいいから書いていただけると全体のアンケートの内容が把握しやすいかなと思います。
事務局	わかりました。
議長	いかがでしょうか、団体のアンケートの項目を説明していただきましたが、何か気になる点などよろしいでしょうか。どうぞ。
B委員	前の時に可能であればとお願いをしたかと思うのですが、手帳の推移のところで、全国平均の数値を載せるのはどうでしょうかという意見を言わせてもらったかと思うのですが、後半の部分のアンケートや、いわゆるプランに対しての実施のところの数値と、手帳の推移や人口の推移のところが相当質が違っていると思っていて、瑞穂市の中はどうかというところを全国と比べるとわかりやすいのかなというのがあり、例えば精神手帳の方はやはり取得率は全国でも低いですが、瑞穂市の場合は手帳取得数が伸びているということは、例えば後半にあるようなうちのプランとしては、要は啓発であったり、そういうことに対して結構積極的にやっているのではないかと、瑞穂市は頑張っているのではないかと数字の見方もできるかと思います。特に令和5～7年は人口がほぼ横ばいである割には、瑞穂市としては手帳の取得率も啓発が上手くいかなければその方たちに届かないですし、相談も上手くいってなければ、そこも増えないのではないかなというところがあって、数値をちらっと見る方にとってみれば、そういうものがあると、このプランをどこまで読まれる方がいらっしゃるかどうかというのもありますけど、あった方がせっかくこの冊子を作るのであれば頑張っているところが見えるのではないかとということもあるのですが、その辺りも検討してもらえればと思います。 それでは今日の資料にいくと、例えば10～12ページの各手帳の所持者の推移のところに、全国の総人口の割合を入れるような形でできればということです。瑞穂市の中ではわかるのですが、見比べて頑張っているなというような結果が出てくると思います。
事務局	%だけ載せる形で、一行ぐらいで収まる話だと思いますので、そこは検討していきます。ちなみに、統計資料が古いものしかないのですが、今の令和4年度末時点で国の方の状況でいくと、国の障がい者数は1,160万2,000人で総人口の9.2%で、瑞穂市は令和4年度末で2,748人、障がい者の方の数ですね。総人口の4.9%ということで、まだ4年前は確かに全国に比べてまだ少ない状況であります。全国平均がわかるように一行付け

	加えていく形で考えたいと思います。
議 長	よろしくお願いします。平均はデータの年というか、それだけ変えてください。どうしても国勢調査で出てくるデータをまとめてやっているものですから、それを変えてもらって、大体全国平均何%とわかれば、比較にはなるのかなと思います。他いかがでしょうか。 それでは最後になりますが、62ページの第3章の「計画の基本的な考え方」ということで、こちらもそんなに大きくは本当に変わっておりません。「心がかよい、ともに暮らせるやさしいまちをめざして」というのをキーワードにして守っていくということで、基本目標1～3ということで、「総合的な生活支援体制づくり」、「共生社会の基盤づくり」、「全ての人にやさしいまちづくり」というところになります。基本目標3で、文言を一部修正しているところがあります。郵送で送られてきたものの中ほどですが、「また防犯知識の普及啓発によって”市民”の防犯意識の向上を支援するとともに」というところなのですが、文言の解釈が誤解を招きやすいのではないかとということで、今回机上配布していただきました63ページの基本目標3の中ほどですが、「また防犯知識の普及啓発によって”障がい”のある人の防犯意識の向上を支援するとともに、地域住民や関係機関との連携により、障がいのある人を守るよう防犯活動の促進を図ります」というところで、「市民の」というところが、全部をひっくり返しているので、やはり障がいがある人に対する防犯意識というところにここは設定させていただいております。ここはいかがでしょう、基本計画。特に何もなければこの形でいくとは思いますが、県の方も同じような障がい計画プランを今策定中で、今月から来月ぐらいにそれが立ち上がるそうなので、それを含めてまた一部変更になるかもしれませんが、そこはよろしくお願いします。最後は64ページで、計画の体系になります。これも先ほどおっしゃった通り、第3期のものがそのまま今のところは挙がっております。重点項目というチェックもまだ入っておりませんし、基本施策のところは項目が増えたりする可能性はあるかもしれませんが、それは10月の最後の計画策定の時に審議していきたいと思います。今はいかがでしょう。第3期のプランを踏襲した形になりますが、何かご意見や追加、ご質問はありますか。 それでは今日やっていただきました中で何か気になることなど、特にございませんでしょうか。全体の中でここはどうだろうかなど質問がありましたらお聞きしたいと思いますが。ではありがとうございます。それでは、次回の日時を調整させていただきたいと思いますが、事務局の方日時の予定はございますか。
事務局	その前にその他ということによろしいですか。先ほどの障がい者の方の賃金のお話でございますが、給与担当に確認をしまいましたが、一般の職員と同一でございます。以上、報告させていただきます。 それではその他についてですが、お手元の資料の白黒のチラシが2枚あると思いますがご覧ください。この2つの事業につきましては、岐阜市主

	導により本年度より広域的に実施することとなったものでございます。 まずワークダイバーシティ実証化モデル事業については、ひきこもりやニート、刑余者、難病患者等、障がい者以外の就労困難者に対して、相談支援や就労支援などを行うワークダイバーシティ相談窓口を設置し、一般就労につなげるものになります。 次に、超短時間雇用創出事業につきましては、障がい、ひきこもり、難病など「働きづらさ」を抱え、「働きたくても働けない人」を支援する事業で、長時間の就労が困難な方に、週20時間未満の勤務を提供するというものでございます。今年度から岐阜圏域の方で、今まで岐阜市がやっていた事業を圏域で取り組むということになりましたので、ご紹介させていただきました。
議 長	いかがでしょうか。これは市のホームページなどで掲載されているのでしょうか。
事務局	ホームページと広報紙の両方で、ホームページは常時見られる状況となっております。
議 長	なるべく障がい者に触れる機会があるといいかなと思います。よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。何か報告、ご紹介等ありましたらおっしゃっていただければと思います。よろしいでしょうか。 それでは次回の予定ということでよろしくお願いします。
事務局	では次回の障害者計画策定委員会ですけれども、10月30日金曜日、時間は今日と同じ10時30分から。場所につきましては、今度は場所を変えまして、市役所の穂積庁舎の3階の大会議室を提案させていただきたいと思います。
議 長	いかがでしょうか。10月30日金曜日13時半からということで進めたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。場所は瑞穂市役所の穂積庁舎の3階大会議室だそうで、よろしくお願いします。それではこれで議題がすべて終了いたしましたので、以上で終了させていただきます。委員の皆さんご協力ありがとうございました。
司 会	では閉会にあたりまして、健康福祉部長の佐藤からご挨拶申し上げます。
事務局	失礼いたします。本日は会長はじめ、委員の皆様方には慎重に審議をさせていただきまして、誠にありがとうございました。本日、次期計画の体系も決めることができました。今後はいただいたアンケートなどの内容まで吟味をいたしまして、この計画の柱に位置付けをしていきたいと思っております。今後も委員の皆様方には、忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。本日は誠にありがとうございました。
司 会	では以上をもちまして、本日の委員会を閉会させていただきます。次回の委員会の前に、また開催案内と事前の資料の送付をさせていただきますのでよろしくお願いします。お帰りの際は、交通事故等にお気を付けてお帰りください。本日は誠にありがとうございました。

7 その他

上記のとおり、令和8年度第1回瑞穂市障害者計画等策定委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、出席者である会長及び副会長の2名が署名する。

令和 年 月 日

会 長

副会長